



新體制確立要綱
方針

昭和一五、八二七

新體制確立ノ基底ハ世界ノ新情勢ニ即應シ國家國民ノ總力ヲ集結シテ
國運ノ進展ヲ強力ニ促進スル爲日本の世界觀ニ基ク生活原理及組織ニ
依リ國民各々其ノ職域ニ應シ皇謨翼贊ノ責務ヲ具體的ニ完ウスベキ國
民組織ヲ確立スルニ在リ。
之ガ爲先ヅ國民組織運動ヲ指導促進スベキ中核體タル政治組織體（中
核體）ヲ形成スルヲ要ス

要領

- 一、中核體ノ具備スベキ基本條件概ネ次ノ如シ
- 1 指導者組織タルコト
 - 2 政治推進力ノ母體タルコト
 - 3 最高指導者ハ總理大臣ヲ以テ之ヲ充ツルコト
 - 4 構成員ハ最高指導者ノ指名ニ依ルコト

十一

- 5 政府及議會ト緊密不可分ノ關係ニ立ツモノタルコト
- 6 上意下達、下意上達ノ機能組織タルコト
- 7 戒律的機能ヲ具備スルコト

二、中核體ト政府等トノ關係

- 1 政府ノ政策ノ立案及實施ニ關シ緊密不可分のニ協力スルコト
 - 2 官吏モ構成員タルヲ得ルコト
 - 3 帝國議會等ニ於テハ構成員タル議員ヲ以テ指導的地位ヲ確保スルコト
 - 4 軍ハ中核體ニ對シ積極的ニ協力スルコト
 - 5 軍及政府ト中核體トノ連繫ヲ緊密ナラシムル爲必要ニ應シ適當ナル連絡方法ヲ講スルコト
 - 6 中核體ハ民間團體ノ再編成ヲ指導促進スルコト
- 三、國民組織一般ノ構成ハ中核體ノ結成ト共ニ具體的ニ逐次實現ヲ圖ルコト